

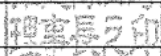




様式第16号(第12条関係)

平成29年4月26日

三豊市長 様

申請者	団体の所在地	三豊市三野町下高瀬568番地2
	団体の名称	まちづくり推進隊三野 
	代表者氏名	理事長 藤田 公正 
	電話番号	0875-73-6228 

### 地域内分権推進交付金実績報告書

平成28年5月13日付け三政田第110号-2により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

#### 記

1 実績報告額 12,522,264円

#### 2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 収支決算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

平成 28 年度 まちづくり推進隊三野 事業報告書  
 (平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日)

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊三野

1 事業の成果

- (1) 各種、各行事で住民のみなさんとの交流を深め、元気になる活動になるよう力を入れた。  
ある程度の効果が見えてきつつある。
- (2) 自主事業は、産業・健康・福祉・街の美化を中心に活動した。  
これらの自主事業は大半継続とし、今後その成果を期待したい。
- (3) 移譲業務は、順調に業務処理できた。

2 個別事業報告書

(1) 自主事業

産業活力部

事業名	休耕田の活用（継続）			
事業内容	放置された休耕田に植物や野菜を植え、植物育成の勉強の場に利用したり野菜を料理教室で利用した。また地域の人が集える場所にした。			
実施日時	通年			
実施場所	各休耕田			
参加者・受益者	近郊住民			
役務提供者	役員・会員（実人数 15 人）			
決算額	収入決算額	303,290 円	支出決算額	303,290 円
	内訳 受取交付金	298,490 円	内訳 消耗品費	243,792 円
	受取負担金(参加費)	4,800 円	施設燃料費	1,600 円
			食糧費	10,214 円
			賄材料費	4,800 円
			通信運搬費	250 円
			支払手数料	1,204 円
			保険料	18,430 円
			賃借料	3,000 円
		構築物	20,000 円	

事業名	農産物等の長期保存食の研究開発			
事業内容	無駄に捨てられる農作物等を有効活用するとともに新たな食品加工の研究を行った。また加工技術を学ぶため視察を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	三野町保健センター・愛媛県内子町（視察 11 月 15 日）			
参加者・受益者	PAS ボランティアみの・食生活改善グループ・みの元気塾お客さん (延人数 120 人)			
役務提供者	PAS ボランティア・食改グループ (実人数 10 人) (延人数 120 人)			
決算額	収入決算額	168,368 円	支出決算額	168,368 円
	内訳 受取交付金	168,368 円	内訳 諸謝金	5,000 円
			旅費交通費	86,310 円
			消耗品費	71,997 円
			賄材料費	5,061 円

事業名	三野ふれあい産直市活動支援（継続）			
事業内容	三野町近郊の農作物や農産加工物を販売し、地産地消と町民の交流の場をめざした。			
実施日時	通年			
実施場所	三野ふれあい産直市			
参加者・受益者	三野ふれあい産直市会員・近郊住民			
役務提供者	(登録会員数 95 人)			
決算額	収入決算額	0 円	支出決算額	0 円

事業名	学校教育を通じた環境美化活動（継続）			
事業内容	環境美化活動のため、各学校のプールやトイレに EM 発酵液を使用し、いかに自然環境に働きかけているかを指導、説明した。			
実施日時	9 月（EM 発酵液作りは通年）			
実施場所	幼稚園・小学校・中学校			
参加者・受益者	園児・児童・生徒・教職員・PTA			
役務提供者	(実人数 15 人) (延人数 130 人)			
決算額	収入決算額	100,000 円	支出決算額	100,000 円
	内訳 受取交付金	100,000 円	内訳 業務委託費	100,000 円

事業名	ホームページ更新		
事業内容	ホームページをたくさんの人に活用してもらうためエリア情報等も追加し、改良した。		
実施日時	通年		
実施場所	事務局内		
受益者	HP閲覧者	従事人数	役員・事務局
決算額	収入決算額	160,000 円	支出決算額 160,000 円
	内訳 受取交付金	160,000 円	内訳 業務委託費 160,000 円

## 環境文化部

事業名	里山整備推進事業（継続）		
事業内容	里山登山道を整備し、自然とふれあいながら健康増進を図ることができる魅力的な里山をつかった。ボランティア団体の相互支援活動を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町内の里山		
参加者・受益者	とんざり山 96 人 北村 130 人 真山 53 人 真平山 90 人 貴峰山 150 人 丸山公園 86 人 (延人数 605 人)		
役務提供者	スタッフ会議 5/23 17 人・1/18 18 人 (実人数 18 人) (延人数 35 人)		
決算額	収入決算額	551,430 円	支出決算額 551,430 円
	内訳 受取交付金	551,430 円	内訳 会議費 3,120 円
			消耗品費 431,945 円
			施設燃料費 35,758 円
			食糧費 50,419 円
			保険料 30,188 円

事業名	遍路道案内板設置とお接待（継続）		
事業内容	歩き遍路の環境をよくするため、遍路道の整備や案内板の改善を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町内		
参加者・受益者	会員・役員 (延人数 5 人)		
役務提供者	会員・役員 (延人数 5 人)		
決算額	収入決算額	38,340 円	支出決算額 38,340 円
	内訳 受取交付金	38,340 円	内訳 構築物 37,800 円
			振込手数料 540 円

事業名	三野町の観光めぐり（継続）			
事業内容	地元の魅力を再発見し、地域振興を目指すため、香川大学経済学部の学生とバスツアーを企画した。			
実施日時	6月4日（土）			
実施場所	宗吉瓦窯跡史跡公園・弥谷俳句茶屋・大見分館			
参加者・受益者	30名（延人数30人）			
役務提供者	（実人数5人） 役員・会員（延人数22人）			
決算額	収入決算額	45,916円	支出決算額	45,916円
	内訳 受取交付金	45,916円	内訳 消耗品費	40,361円
			会議費	3,120円
			施設燃料費	2,435円

事業名	大人の寺子屋（継続）			
事業内容	生涯学習の場を作り、健康や身近な問題について学んだ。			
実施日時	7月25日			
実施場所	三野町社会福祉センター			
参加者・受益者	20名			
役務提供者	役員（延人数6人）			
決算額	収入決算額	25,082円	支出決算額	25,082円
	内訳 受取交付金	25,082円	内訳 諸謝金	25,000円
			通信運搬費	82円

健康福祉部

事業名	ノルディックウォーク（継続）		
事業内容	三野町保健センターを拠点に宗吉史跡公園を折り返す約 2.5km をウォーキングした。また親善交流で町外へも遠征した。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域（財田町・琴平町）		
参加者・受益者	開催 50 回 20～37 名 (延人数 1,250 人)		
役務提供者	役員（実人数 5 人） (延人数 150 人)		
決算額	収入決算額	100,711 円	支出決算額 100,711 円
	内訳 受取交付金	100,711 円	内訳 旅費交通費 76,860 円
			消耗品費 5,447 円
			食糧費 13,130 円
			支払手数料 324 円
			保険料 4,950 円

事業名	健康料理教室（継続）		
事業内容	香川短期大学の講師を招き、健康増進のための料理教室を開催した。また託児所を設け、子ども連れの参加ができるようにした。		
実施日時	5月19日・7月28日・10月4日・12月15日・2月7日		
実施場所	三野町保健センター		
参加者・受益者	32人・32人・32人・32人・29人 (延人数 157人)		
役務提供者	8人・7人・5人・6人・6人 (実人数 10人) 役員・事務局 (延人数 32人)		
決算額	収入決算額	147,753 円	支出決算額 147,753 円
	内訳 受取交付金	61,953 円	内訳 諸謝金(講師料) 40,300 円
	受取負担金(参加費)	85,800 円	消耗品費 12,209 円
			賄材料費 85,362 円
			通信運搬費 246 円
			支払手数料 1,836 円
			保険料 6,400 円
			業務委託料 1,400 円

事業名	お助け隊（継続）		
事業内容	生活弱者の日常支援を目的とし、原則有償で、草取りや買い物、通院等の支援活動を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	支援者要望地		
参加者・受益者	支援登録者 14 世帯		
役務提供者	草取り 16 回・除草剤散布 3 回・通院支援 13 回 外出支援 16 回・生活支援 45 回・その他 4 回 (実人数 12 人) (延人数 194 人)		
決算額	収入決算額	242,615 円	支出決算額 242,615 円
	内訳 受取交付金	92,929 円	内訳 給料手当 238,646 円
	事業収益	149,686 円	消耗品費 3,887 円
			通信運搬費 82 円

事業名	市民集いの場作り（継続）		
事業内容	要望の多いイベントを開催し、健康で楽しい集いを創出した。講師や指導者はできる限り地元の名人にお願いした。		
実施日時	通年		
実施場所	みの元気塾（三野町太陽の家）		
参加者・受益者	イベント 77 回 1,200 人 (延人数 1,200 人)		
役務提供者	運営スタッフ 16 人 (実人数 16 人) (延人数 1,232 人)		
決算額	収入決算額	170,112 円	支出決算額 170,112 円
	内訳 受取交付金	170,112 円	内訳 諸謝金 94,000 円
			消耗品費 41,425 円
			施設燃料費 4,277 円
			通信運搬費 410 円
			賃借料 30,000 円

事業名	高齢者元気講座（継続）		
事業内容	高齢者の健康維持と楽しみづくりを、食生活改善グループの協力も得て行った。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町保健センター		
参加者・受益者	開催6回 300人		(延人数 300人)
役務提供者	元気塾3人・食改5人・介護保険課3人・福祉バス1人		(実人数 12人) (延人数 120人)
決算額	収入決算額	46,592円	支出決算額 46,592円
	内訳 受取交付金	46,592円	内訳 諸謝金 42,000円
			通信運搬費 4,592円

事業名	中高年への健康講座（継続）		
事業内容	高齢化が進むなか、身近で健康に関する講演を受ける機会を作るため、生活習慣病予防の知識アップと簡単な運動実技を習得した。		
実施日時	9回		
実施場所	社会福祉センター		
参加者・受益者	4月31人・6月25人・7月28人・8月25人・9/47・10月24人 11月26人・12月31人・1月40人		(延人数 277人)
役務提供者	役員・事務局 (実人数 7人) (延人数 42人)		
決算額	収入決算額	231,696円	支出決算額 231,696円
	内訳 受取交付金	231,696円	内訳 諸謝金 227,160円
			通信運搬費 4,536円

事業名	みの生活カレンダー（継続）		
事業内容	三野町内の学校・公民館・各種団体の1ヶ月の情報を一元化し、カレンダーを作成。新聞販売店の販売網を通じて、三野町内に無料で配布した。また、スーパー、コンビニ、金融機関にも設置させてもらった。		
実施日時	通年		
実施場所	まちづくり推進隊三野事務局		
参加者・受益者	全町民		
役務提供者	事務局2・会員1・ボランティア1		(実人数 4人) (延人数 48人)
決算額	収入決算額	0円	支出決算額 0円



イベント推進部

事業名	第4回つくるフェスティバル in みとよ (継続)			
事業内容	瀬戸内国際芸術祭と連動した、かがわ・山なみ芸術祭が開催され、三野町では協賛事業として「第4回つくるフェスティバル in みとよ」を開催した。			
実施日時	9月24日(土) 10時~17時 9月25日(日) 9時~16時			
実施場所	宗吉瓦窯跡史跡公園・宗吉かわらの里展示館			
参加者・受益者	来場者数約8,000人(2日間) (延人数 8,000人)			
役務提供者	3/8 8人、4/5 10人、4/25 6人、5/12 12人、5/26 8人、5/30 2人、 6/3 3人、6/7 11人、6/13 1人、6/14 2人、6/16 6人、6/17 1人、 6/28 12人、7/4 1人、7/5 1人、7/6 6人、7/28 6人、8/2 12人、 8/4 6人、8/8 2人、9/8 2人、9/12 30人、9/13 4人、9/14 2人、 9/15 3人、9/16 3人、9/20 1人、9/21 2人、 8月25日(月) 合同周知会 参加者 36人 準備 9/23 30人、 当日 9/24 80人、9/25 70人 (実人数 100人) 片付 9/27 15人 (延人数 394人)			
決算額	収入決算額	1,005,263円	支出決算額	1,005,263円
	内訳 受取交付金	820,263円	内訳 給料手当	187,760円
	受取負担金(参加費)	185,000円	業務委託費	371,563円
			諸謝金	10,800円
			会議費	3,120円
			通信運搬費	54,242円
			消耗品費	6,199円
			食糧費	91,927円
			施設燃料費	1,960円
			賃借料	167,400円
			保険料	65,580円
			諸会費	39,244円
			租税公課	3,200円
		支払手数料	2,268円	

事業名	みのマップ・イメージキャラクターデザイン		
事業内容	まちづくり推進隊三野のイメージキャラクター「み～のちゃん」のデザインを製作した。		
実施日時	6月25日(木) 13時30分～15時30分		
実施場所	三野津中学校		
参加者・受益者	三野津中3年生・美術部員		
役務提供者	打合せ 5/17(3) 7/25(2)	会員・事務局(実人数3人) (延人数5人)	
決算額	収入決算額	3,844円	支出決算額 3,844円
	内訳 受取交付金	3,844円	内訳 消耗品費 1,944円
			食糧費 1,900円

事業名	まちづくり活動助成金交付(継続)		
事業内容	申請なし		
実施日時			
実施場所			
参加者・受益者			
役務提供者		役員(実人数0人) (延人数0人)	
決算額	収入決算額	0円	支出決算額 0円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 交付金 0円

事業名	各種講演会(継続)		
事業内容	香川大学から講師を招き、防災講演会を開催した。		
実施日時	3月8日(水)		
実施場所	三野町保健センター		
参加者・受益者	33名		
役務提供者		役員(実人数6人)	
決算額	収入決算額	30,082円	支出決算額 30,082円
	内訳 受取交付金	30,082円	内訳 諸謝金(講師料) 30,000円
			通信運搬費 82円

事業名	研修講座・視察研修（継続）		
事業内容	会員及び町民に呼びかけ、研修会・視察研修等を開催した。		
実施日時	平成28年10月25日・平成29年2月16日		
実施場所	愛媛県新居浜市・香川県さぬき市		
参加者・受益者	34人・39人		(延人数 73人)
役務提供者			役員 (実人数 13人) (延人数 20人)
決算額	収入決算額	335,808円	支出決算額 335,808円
	内訳 受取交付金	308,888円	内訳 旅費交通費 319,900円
	受取負担金(参加費)	26,920円	通信運搬費 15,908円

(2) 移譲業務

事業名	自治会連合会三野支部事務局		
事業内容	自治会連合会三野支部（別会計）として以下の事業を実施した。 ①自治会連合会に関する事務（総会、役員会） ②自治会からの要望事項に関する相談業務 ③広報みとよの配付手配		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	自治会長及び三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	505,000円	支出決算額 505,000円
	内訳 受取交付金	505,000円	内訳 支払助成金 505,000円
			(@5,000×101自治会)

事業名	三豊市地区衛生組織連合会三野支部事務局		
事業内容	地区衛生組織連合会三野支部（別会計）として以下の事業を実施した。 ①地区衛生組織連合会に関する事務 ②ごみ集積所補助事業 5件 ③環境美化の日（6/5、10/16）、視察研修（9/9） ④三野町を美しくする運動（2/5）		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	自治会長、地区衛生委員及び三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	0円	支出決算額 0円

事業名	三野町イベント推進協議会		
事業内容	吉津花まつり・大坊市・弥谷市について各実行委員会に補助金を配分するため、通帳管理を行い、役員会を年1回開催した。 (イベントの運営・会計・事務は各実行委員会が行っている。)		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	0円	支出決算額 0円

事業名	公共施設の消耗品補充、軽微な修繕		
事業内容	社会福祉センター・文化センター・はつらつセンター・ふれあいセンター 保健センターの消耗品補充及び軽微な修繕を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	それぞれの公共施設		
受益者	三野町民	従事人数	事務局他
決算額	収入決算額	354,228円	支出決算額 354,228円
	内訳 受取交付金	354,228円	内訳 消耗品費 184,566円
			修繕費 92,880円
			通信運搬費 10,578円
			支払手数料 1,404円
			業務委託費 64,800円

事業名	防犯灯管理		
事業内容	既存防犯灯の管理を行い、113か所の修繕を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	1,031,076円	支出決算額 1,031,076円
	内訳 受取交付金	1,031,076円	内訳 修繕費 1,025,028円
			支払手数料 6,048円

事業名	交通安全		
事業内容	交通安全キャンペーンを実施した。(4/8・7/5・9/30)		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	三野町民	従事人数	事務局他
決算額	収入決算額	17,280 円	支出決算額 17,280 円
	内訳 受取交付金	17,280 円	内訳 食糧費 17,280 円

### 3 総会、理事会等の開催状況

会議名	理事会
開催日時	平成28年4月13日(水) 19時～20時10分
出席状況	12名(理事10名、監事2名)
審議及び 議事内容	通常総会について 新理事増員について

会議名	通常総会
開催日時	平成28年4月21日(木) 19時～19時55分
出席状況	42名、委任状41名
審議及び 議事内容	議事録署名人の選任について 平成27年度事業報告及び収支決算報告について 平成27年度会計監査報告について 平成28年度事業計画(案)及び収支予算(案)について 役員増員(案)について

会議名	理事会
開催日時	平成28年5月25日(水) 19時～21時00分
出席状況	13名(理事11名、監事2名)
審議及び 議事内容	香川県地域づくり団体協議会入会について ラジオ体操後援依頼について 保険について ホームページについて

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成28年6月22日（水）19時～20時50分
出 席 状 況	12名（理事10名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	つくるフェスティバルについて 拡大プリントソフト購入について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成28年7月26日（水）19時～20時30分
出 席 状 況	10名（理事8名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	つくるフェスティバルについて イメージキャラクターについて

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成28年8月25日（木）13時30分～14時55分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	つくるフェスティバルについて

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成28年9月29日（木）19時～20時15分
出 席 状 況	10名（理事8名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	つくるフェスティバル反省について 活動報告会について 研修について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成28年10月27日（木）19時～21時10分
出 席 状 況	12名（理事10名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	スポーツ競技を通じて町内中高生の健全育成について キャラクター活用について つくるフェスティバル決算報告について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成28年11月21日(水) 19時～21時00分
出 席 状 況	14名(理事12名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	28年度事業の進捗状況と29年度事業計画について 事業のアイデア募集について 防災講演会について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成28年12月21日(水) 19時～21時00分
出 席 状 況	14名(理事12名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	29年度の事業について 視察研修について 地域づくり団体三豊市ブロック分科会参加について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成29年1月26日(木) 19時～20時40分
出 席 状 況	14名(理事12名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	28年度・29年度の事業について 総会について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成29年2月23日(木) 19時～20時45分
出 席 状 況	13名(理事11名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	28年度の決算・29年度の予算について 総会について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成29年3月16日(木) 19時～20時20分
出 席 状 況	15名(理事13名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	28年度決算と29年度予算について 総会について 新理事について

# 決算報告書

## 第5期

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

まちづくり推進隊三野



香川県三豊市三野町下高瀬568番地2



# 貸借対照表

まちづくり推進隊三野  
全事業所

[税込] (単位:円)  
平成29年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		前受交付金	1,225,736
小口 現金	19,066	預り金(源泉所得税)	15,444
普通 預金	1,223,656	流動負債 計	1,241,180
現金・預金 計	1,242,722	<b>負債合計</b>	<b>1,241,180</b>
流動資産合計	1,242,722	<b>正 味 財 産 の 部</b>	
<b>【固定資産】</b>		<b>【正味財産】</b>	
(有形固定資産)		前期繰越正味財産額	1,088,507
構 築 物	468,216	当期正味財産増減額	△253,319
機械及び装置	365,430	正味財産 計	835,188
有形固定資産 計	833,646	<b>正味財産合計</b>	<b>835,188</b>
固定資産合計	833,646		
<b>資産合計</b>	<b>2,076,368</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>2,076,368</b>

# 財 産 目 録

まちづくり推進隊三野  
全事業所

[税込] (単位:円)  
平成29年 3月31日 現在

## 《資産の部》

### 【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金

19,066

普通 預金

1,223,656

現金・預金 計

1,242,722

流動資産合計

1,242,722

### 【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物

468,216

機械及び装置

365,430

有形固定資産 計

833,646

固定資産合計

833,646

資産の部 合計

2,076,368

## 《負債の部》

### 【流動負債】

前受交付金

1,225,736

預り金 (源泉所得税)

15,444

流動負債 計

1,241,180

負債の部 合計

1,241,180

正味財産

835,188

# 損益計算書

[税込] (単位:円)

まちづくり推進隊三野  
全事業所

自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日

## 【経常収益】

### 【受取助成金等】

受取負担金 302,520

受取交付金 12,522,264

### 【事業収益】

事業 収益 149,686

### 【その他収益】

受取 利息 20

経常収益 計

12,974,490

## 【経常費用】

### 【事業費】

#### (人件費)

給料 手当(事業) 426,406

人件費計 426,406

#### (その他経費)

業務委託費(事業) 697,763

諸 謝 金(事業) 474,260

会 議 費(事業) 9,360

旅費交通費(事業) 483,070

通信運搬費(事業) 86,472

消耗品 費(事業) 1,043,772

食 糧 費(事業) 184,870

修 繕 費(事業) 1,117,908

施設燃料費(事業) 46,030

賄材料費(事業) 95,223

賃 借 料(事業) 200,400

保 險 料(事業) 125,548

諸 会 費(事業) 39,244

租税 公課(事業) 3,200

支払手数料(事業) 18,160

支払助成金 505,000

その他経費計 5,130,280

事業費 計

5,556,686

## 【管理費】

#### (人件費)

給料 手当 4,122,032

役員 報酬 664,000

役員議事報償費 540,000

法定福利費 644,698

人件費計 5,970,730

#### (その他経費)

印刷製本費 139,719

会 議 費 30,756

旅費交通費 2,100

車 両 費 101,400

車両燃料費 20,798

# 損益計算書

まちづくり推進隊三野  
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日

通信運搬費	244,962	
消耗品 費	487,549	
水道光熱費	32,300	
減価償却費	311,139	
保 険 料	77,586	
リース 料	85,680	
租税 公課	300	
業務委託料	162,000	
支払手数料	4,104	
その他経費計	<u>1,700,393</u>	
管理費 計		<u>7,671,123</u>
経常費用 計		<u>13,227,809</u>
当期経常増減額		<u>△253,319</u>
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		<u>△253,319</u>
当期正味財産増減額		<u>△253,319</u>
前期繰越正味財産額		<u>1,088,507</u>
次期繰越正味財産額		<u>835,188</u>

決算監査報告書


まちづくり推進隊三野  
理事長 長尾 眷三 様

平成28年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の事業報告書、  
財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理  
され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

29年4月13日

まちづくり推進隊三野

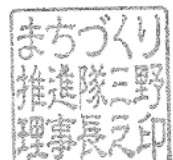
監事 松岡茂利 

監事 若岡英明 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

平成29年4月28日

団体の所在地 香川県三豊市三野町下高瀬 568 番地 2  
団体の名称 まちづくり推進隊三野  
代表者の氏名 理事長 藤田 公正



全役員名簿

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊三野

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	長尾 眷三	三豊市三野町大見甲5484	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日
副理事長	青井 高志	三野町吉津乙844	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日
副理事長	井本 由紀子	三野町下高瀬1121番地9	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日
理事	市村 光利	三野町下高瀬200番地	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
理事	香川 千寿	三野町大見甲3919番地1	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
理事	図子 邦彦	三野町大見甲5658	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
理事	則包 美都里	三野町大見甲6725番地2	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
理事	橋田 文代	三野町大見甲3927番地	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
理事	細川 芳樹	三野町吉津乙2番地2	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
理事	前田 高次	三野町吉津甲2509番地2	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
理事	三木 茂	三野町吉津乙2294番地1	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
理事	横田 美智子	三野町大見甲5666番地	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
監事	松岡 茂利	三野町吉津乙2136番地3	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日
監事	丸岡 英明	三野町下高瀬540番地1	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日

# まちづくり推進隊三野 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、まちづくり推進隊三野と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を香川県三豊市三野町下高瀬 568 番地 2 に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい三野町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

## 第3章 会員

(要件)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 一般会員 香川県三豊市三野町に居住し、第3条の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 第3条に規定する目的に賛同して入会した、香川県三豊市三野町外に在住する個人

2 一般会員は、総会に出席し、第21条各号に掲げる事項について議決する権利を有する。

(入会)

第6条 この団体の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第7条 入会金及び年会費は無料とする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条に規定する退会届の提出をしたとき。
  - (2) 第10条の規定により除名されたとき。
  - (3) 本人が死亡したとき。
- 2 第5条第1項第1号に規定する一般会員が香川県三豊市三野町に居住しなくなったときは、一般会員としての資格を喪失する。ただし、引き続き同条第1項第2号に規定する賛助会員としての資格は有するものとする。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第11条 この団体に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上15人以内
  - (2) 監事2人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

- 2 理事は、理事会において選任し、総会において承認を得る。
- 3 監事は、総会において選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 5 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この団体の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。



(5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長及び副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 前3項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、後任者が選任されるまで、その任期を伸張する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 理事長、副理事長及び監事は、報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 この団体に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この団体と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第19条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 団体の解散

(3) 第40条第2項に規定する事業年度当初における事業計画及び収支予算の承認

(4) 第44条第1項に規定する事業報告及び収支決算の承認

- (5) 理事選任の承認
- (6) 監事の選任又は解任
- (7) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項  
(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求め一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各一般会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 46 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わるこ

とができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 30 条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 理事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の職務及び報酬
- (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (6) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) その他目的達成のために必要な事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

4 前項の規定にかかわらず理事全員の同意があるときは、理事長は、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第 38 条 この団体の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この団体の会計は、次の各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 42 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 46 条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の過半数による議決を経なければならない。

(解散)

第 47 条 この団体は、総会の決議により解散する。

2 前項の規定により、この団体が解散するときは、一般会員総数の過半数による議決を経なければならない。

## 第9章 活動の区域

(活動の区域)

第48条 この団体の活動区域は、香川県三豊市三野町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

## 第10章 雑則

(雑則)

第49条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規約は、平成24年12月15日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、第12条の規定に関わらず、設立総会において選任する。
- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、第14条の規定に関わらず、平成27年度通常総会開催日までとする。
- 4 この団体の設立初年度の通常総会は、第22条の規定に関わらず、設立総会を通常総会とみなす。
- 5 この団体の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第40条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この団体の設立当初の事業年度は、第45条の規定に関わらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

この写しは、規約の原本と相違ありません。

平成29年4月27日

団体の所在地	香川県三豊市三野町下高瀬568番地2
団体の名称	まちづくり推進隊三野
代表者の氏名	理事長 藤田 公正

